

# 長野県グリーン購入推進方針

## 1 趣旨

地球温暖化や廃棄物といった今日の環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴されるライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会に変えるよう取り組む必要があります。その取組の一つとして、物品や役務（以下「物品等」という。）を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達する「グリーン購入」があります。

この方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」第 10 条第 1 項の規定により、県が事業者として率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めます。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」の規定に基づき国が推進している温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）のうち「電力供給の契約」についても、この方針において必要な事項を定めます。

## 2 グリーン購入推進に当たっての基本的な考え方

グリーン購入を推進する前提として、以下の点について留意します。

- (1) 事前に物品等の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制します。
- (2) 物品等の価格や品質だけでなく、資源採取から廃棄に至るまでの物品のライフサイクル全体への環境負荷に配慮し、かつ、長期使用や分別廃棄の可否等についても考慮します。
- (3) 物品等の長期・適正使用及び廃棄時の分別を行い、環境負荷を低減します。
- (4) 温室効果ガスである CO2 排出削減のため、輸送エネルギーのかからない地元産のものを積極的に導入します。
- (5) 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から優先して調達します。

## 3 調達を推進する環境物品等の品目及び判断基準

国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び長野県認定制度等<sup>※</sup>に基づき、調達を推進する環境物品等の品目、調達目標及びその判断基準を別紙 1-1、2（国準拠品目）及び別紙 2-1、2（県独自品目）のとおりとします。

## 4 対象となる組織

県の機関全てを対象とします。

## 5 推進体制

本庁舎及び現地機関ともに、所属長を責任者、各所属のエコマネジメント長野推進員を推進担当者としてします。

※ 長野県グリーン購入推進方針対象品目に含まれる長野県認定制度等

- ・「信州リサイクル製品認定制度」（長野県環境部資源循環推進課）
- ・「信州の環境にやさしい農産物認証制度」（長野県農政部農業技術課）
- ・「長野県原産地呼称管理制度」（長野県産業労働部日本酒・ワイン振興室（酒類）・農政部農業技術課（米））
- ・「信州木材製品認証制度」（長野県林務部県産材利用推進室）
- ・「信州プレミアム牛肉認定制度」（長野県農政部農産物マーケティング室）
- ・「信州伝統野菜認定制度」（長野県農政部園芸畜産課）
- ・「エコファーマー認定制度」（長野県農政部農業技術課）
- ・ 県有施設で使用する電気の「省 CO<sub>2</sub>化」

## Ⅱ その他品目

### 1 県有施設で使用する電気の「省CO<sub>2</sub>化」〔目標：100%〕

品目	判断の基準等
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>契約電力 50kw 以上（旧自由化部門）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省CO<sub>2</sub>化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>① 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。</p> <p>② 次に掲げる省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準表（環境部長が別に定める）により算出した合計点数が、環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 前々年度の 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数</li><li>・ 前々年度の未利用エネルギー活用状況</li><li>・ 前々年度の再生可能エネルギー導入状況</li><li>・ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</li></ul>

\* 基準表及び基準点数は別紙 2-2 「電気の省CO<sub>2</sub>化の要件」のとおり

電気の省CO<sub>2</sub>化の要件

以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、適合証明書(別添様式)を提出すること。

- ①電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。(注1)  
 ②省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が 70 点以上(下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値等に応じた右欄の点数を合算した点数)であること。

<省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準表>

項目	数値等	点数
前々年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数(調整後排出係数) (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)(注2)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
前々年度の未利用エネルギー 活用状況(注3)	0.690 以上	0
	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
前々年度の再生可能エネルギー 導入状況(注4)	活用していない	0
	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組(注5)	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注意書き	説明
(注1)電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。	経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
(注2)前々年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前々年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
(注3)前々年度の未利用エネルギー活用状況	<p>以下の算定方式により算定された前々年度における未利用エネルギーの活用比率。</p> $\text{前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)} \div \text{前々年度の供給電力量(需要端)(kWh)} \times 100$ <p>(算定方式) 前々年度の未利用エネルギーによる 前々年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = <math>\frac{\text{前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{前々年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100</math></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>工場等の廃熱又は排圧</li> <li>廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</li> <li>高炉ガス又は副生ガス</li> </ol> </li> <li>前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</li> <li>前々年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</li> </ol>

注意書き	説明
<p>(注4) 前々年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>以下の算定方式により算定された前々年度における再生可能エネルギーの導入比率。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{前々年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 前々年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>② 前々年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 前々年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 前々年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 前々年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>(注5) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和 年 月 日

様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 記

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他( )	

2 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数が70点以上であること。

①～④の合計点数 ○○点

(内訳)

評価する項目	数値	点数
①前々年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	○. ○○○ kg-CO <sub>2</sub> /kWh	○○点
②前々年度の未利用エネルギー活用状況	○○. ○○ %	○○点
③前々年度の再生可能エネルギーの導入状況	○○. ○○ %	○○点

評価する項目	取組の有無	点数
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有・無	○○点

(注1)用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

(注2)1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

(注3)2の「数値」及び「点数」については、別紙「電気の省 CO<sub>2</sub> の要件」により記載すること。

(注4)1及び2の条件を満たすことを示す根拠とした資料を添付すること。